

令和7年度ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託 選考委員会設置要領

1 設置

令和7年度ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託の委託事業者を選定するに当たり、応募のあった企画提案書等を公正に審査・選定するため、令和7年度ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託選考委員会を設置する。

2 所掌事務

選考委員会の所掌事務は、令和7年度ちばし幼児教育・保育人材支援センター運営業務委託の募集要項、審査基準等の決定及び各提案の審査、優先交渉権者・次点者の決定とする。

3 組織

- (1) 選考委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- (2) 委員は、その職務を執行することが困難な時は、その委員が指名した者にその職務を代理させることができる。

4 委員長、副委員長

- (1) 選考委員会に委員長をおき、委員長は、千葉市こども未来局幼児教育・保育部長をもってあてる。
- (2) 委員長は、選考委員会の議長となり、会議を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長が指名し、決定する。
- (4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 任期

委員の任期は、選任の日から優先交渉者決定の日までとする。

6 会議

- (1) 選考委員会は委員長が招集する。
- (2) 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (3) 選考委員会は、別に定める審査基準に基づき、企画提案書等の審査及び優先交渉権者・次点者の決定を行う。
- (4) 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(5) 委員長は、委員にやむを得ない事由があるときは、代理による出席を認めることができる。

7 報償費及び費用弁償

委員の報償費及び費用弁償については、支給しないこととする。

8 庶務

選考委員会の庶務は、千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課において処理する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和7年3月4日から施行する。

別表

委員名簿

所属・職名	備考
千葉市こども未来局幼児教育・保育部長	委員長
千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課長	委員
千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課長	委員
千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課長	委員
千葉市こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課保育所指導担当課長	委員